

任意継続被保険者に係る

「標準報酬月額」が変更になります

任意継続被保険者の標準報酬月額の取扱いにつきましては、健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が公布され、保険料の算定基礎の取扱い（保険料額の決定）に変更が加えられました。

このことから、当健康保険組合における任意継続被保険者に係る標準報酬月額の取扱いは、第137回 組合会において組合規約の改正が議決され、以下の通り変更することとなりましたのでお知らせします。

● 標準報酬月額の取扱い

（現行）資格喪失時の標準報酬月額と、組合平均の標準報酬月額（現行：34万円）を比較し、いずれか低い標準報酬月額を適用する。

（変更後）資格喪失時の標準報酬月額が、組合平均（現行：34万円）を上回る任意継続被保険者については、資格喪失時の標準報酬月額を保険料の算定基礎となる標準報酬月額とする。

ただし、その額が83万円を超えるときは83万円とする。

● 適用日

令和4年4月1日

※ 令和4年4月1日以降に、任意継続被保険者となった方（令和4年3月31日以降に退職）より適用

◆ 自己負担額のイメージ

